

「徳島県広域防災活動計画」の見直しについて

1 広域防災活動計画とは

南海トラフ巨大地震発生時に、国の緊急災害対策本部を通じ、本県に投入される県外の自衛隊・警察・消防など、各部隊の救助活動や、医療、物資、燃料の支援などの応急対策を、迅速かつ効果的に実施出来るよう、進出拠点や、緊急輸送ルートなど、受け入れに必要な事項を定めた計画

2 見直しの背景

南海トラフ巨大地震発生時の被災地支援を定めた、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動計画」（以下「国の活動計画」という）が、本年 3 月に策定されたため、「徳島県広域防災活動計画」の見直しを行う。

3 見直し後の計画概要

計画の構成は、本計画と十分な連携と整合を図る必要がある「国の活動計画」に準拠

（1）位置付け

- ・「国の活動計画」と十分な連携と整合を図るとともに、「徳島県地域防災計画」の下位に位置付け

（2）緊急輸送ルート

- ・県外部隊の速やかな進出のため、県は国・市町村と協力し、「緊急輸送ルート等」の情報を収集、政府現地対策本部に報告する。
- ・収集した道路情報を関係機関で共有、必要な通行規制の実施や、迅速な応急対策に活用

（3）救助・救急、消火活動

- ・「国の活動計画」では、全国の部隊の概ね 3 割を四国に派遣すると想定、高速道路 SA など、「進出拠点」として定めている。
- ・これを受け、県内で部隊を受け入れる「救助活動拠点」候補地を選定

(4) 医療活動

- ・「災害派遣医療チーム (DMAT)」の活動について、本部設置、参集、移動支援、活動などを、具体的に明記
- ・日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社医療救護班、国際医療ボランティア組織 (AMDA) など医療救護班の調整について明記
- ・災害拠点病院等の機能継続や重症患者の医療搬送について明記

(5) 物資調達

- ・「国の活動計画」では、被災地からの要請によらない国のプッシュ型支援を受け入れる「広域物資輸送拠点」を定める。(県内6箇所、今回1箇所追加)
- ・これを受け、各市町村に「広域物資輸送拠点」から、「避難所」までの間を中継する「地域内輸送拠点」候補地を選定
- ・「輸送拠点」における物資の管理や運搬については、物流事業者の持つ「民間ノウハウ」の活用を明記

(6) 燃料供給

- ・「国の活動計画」で定める災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎など、重要施設に対する「優先供給」をふまえ、燃料供給体制を明記
- ・「中核SS(サービスステーション)」、「小口燃料配送拠点」における、県の備蓄体制を明記

(7) 防災拠点(再掲)

- ・「国の活動計画」で定める「広域進出拠点」、「進出拠点(県内)」、「航空機用救助活動拠点」、「広域物資輸送拠点」を再掲
- ・「救助活動拠点」候補地(全35箇所(浸水無し利用5箇所含))を、県内全市町村に選定
- ・市町村「地域内輸送拠点」候補地(全30箇所)を県内全市町村に選定
- ・燃料拠点となる「中核SS」、「小口燃料配送拠点」の一覧表を明記

(8) その他

- ・活動全般について、防災関係機関と「県災害時情報共有システム」を用いた情報の「共有・活用」を明記

